平成２４年（フ）第８９号
兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘５番30号　ドミール花屋敷101、申立時の住所兵庫県伊丹市荻野８丁目21番地２　ハイツマインド101号
破産者　伊藤　秀美（旧姓松本）
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３４号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目11番地８
破産者　小椋ミユキ
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１８９号
兵庫県伊丹市西台４丁目６番18―305号
破産者　増田　英朗
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０７号
兵庫県伊丹市山田１丁目４番10―206号、前住所兵庫県伊丹市鴻池２丁目12番12号ラ・ヴェール伊丹昆陽池Ｂ―703号
破産者　小森　盛明
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２１号
住民票上の住所大阪府守口市藤田町３丁目13番２―308号
破産者　荒川　恵理（旧姓岡本）
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２４号
神戸市北区花山東町２番19―101号、開始決定時の住所神戸市北区道場町生野1172番地の960
破産者　石山　三郎
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２５号
神戸市北区花山東町２番19―101号、開始決定時の住所神戸市北区道場町生野1172番地の960
破産者　石山由紀子
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２号
鳥取県境港市日ノ出町38番地１、開始決定時の住所鳥取県境港市渡町3640番地
破産者　山本千佳子
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４２号
愛媛県松山市美沢２丁目３番15号　レーベンイケダ美沢301号
破産者　重松　裕子
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市津久井２丁目12番13号
破産者　村田智恵子
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９５号
愛知県犬山市大字犬山字中ノ宮61番地８　サンシティ中ノ宮Ａ306
破産者　土屋　智美
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１３号
京都市南区吉祥院車道町39番地の２
破産者　内海　　進
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
京都市北区紫野東御所田町28番地
破産者　本城　嘉彦
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０９号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町27番地の６
破産者　柴辻　一彰
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町27番地の６
破産者　柴辻　捷彦
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
宮崎市清武町今泉甲3613番地１
破産者　森山　俊一
１　決定年月日　平成24年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３９号
千葉県長生郡長南町千田536番地
破産者　麻生　春美（旧姓村松）
１　決定年月日　平成24年10月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７５１号
札幌市北区麻生町１丁目５番12号ミネルバ麻生１階
破産者　株式会社パトス
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部